

庶務諸給与事務

通勤手当の認定誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
警察本部 給与課（4件）	≪警察本部 給与課≫ 泉佐野警察署に勤務しているA職員は、平成24年10月2日から、和歌山バスと南海電鉄を利用するものとして届出した。 両交通機関の定期券には、個別に購入するよりも安価となる乗継割引制度があったが、これを適用せずに、個別に購入した場合のそれぞれ5か月分の定期券で認定していたため、平成24年11月分から平成25年9月分までの通勤手当が過払いとなっていた。 <table border="1" data-bbox="599 779 1299 940"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年11月～平成25年9月</td> <td>299,410円</td> <td>284,040円</td> <td>15,370円</td> </tr> </tbody> </table> （監査対象 平成24年度分 7,270円）	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成24年11月～平成25年9月	299,410円	284,040円	15,370円	速やかに通勤手当の過払額を戻入するとともに、通勤手当に係る定期券等のチェック体制の強化を図るなど、再発防止のための措置を講じられたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第22条 任命権者は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。</p> </div>	通勤手当に誤りがあったものは適正な通勤手当への変更措置を講じた。 なお、本件は、割引運賃の確認もれによるため、割引運賃の一覧表を作成し、認定時等のチェック用として各所属へ配布した。
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成24年11月～平成25年9月	299,410円	284,040円	15,370円								
	≪警察本部 給与課≫ 生活安全部生活経済課の職員で曾根崎警察署に勤務するA職員は、自宅から鉄道を利用しており、最寄り駅として甲駅を利用する経路を申請し、同経路で認定された。しかしながら、自宅から1キロメートル未満の範囲に乙駅があり、こちらを利用した方が、甲駅を最寄り駅とするより経済的かつ合理的と認められることから、乙駅を最寄り駅として通勤経路を認定すべきであった。最寄り駅の選択を誤って通勤経路を認定したことにより、次のとおり過払いが生じた。 <table border="1" data-bbox="599 1367 1299 1528"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月～平成25年9月</td> <td>59,300円</td> <td>55,140円</td> <td>4,160円</td> </tr> </tbody> </table> （監査対象 平成24年度分 0円）	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成25年4月～平成25年9月	59,300円	55,140円	4,160円	速やかに通勤手当の認定を是正するとともに、通勤手当に係る通勤経路等のチェック体制の強化を図るなど再発防止のための措置を講じられたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	通勤経路に誤りがあったものは適正な通勤経路への変更措置を講じた。 なお、本件は、最寄り駅の比較もれであることから、今後は、慎重に最寄り駅の確認を行う等基本の徹底を図ることとする。
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成25年4月～平成25年9月	59,300円	55,140円	4,160円								
	≪警察本部 給与課≫ 布施警察署に勤務するX職員は、通勤経路の変更届出を行い、平成25年4月1日より甲鉄道のA駅からB駅、C駅を経由し乙鉄道のD駅までの経路による認定を受けていた。しかしながら、自宅から丙鉄道のE駅		通勤経路に誤りがあったものは適正な通勤経路への変更措置を講じた。 なお、本件は、最寄り駅の見落としであることから、今後は、慎重に最寄り駅の確認を行う等基本の徹底を図ることとする。								

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																
	<p>を最寄り駅とし、F 駅、G 駅を経由して乙鉄道のD 駅を利用する経路の方が、より経済的かつ合理的な経路であると認められるが、これによらないで通勤経路を認定したため過払いとなった。</p> <table border="1" data-bbox="599 491 1317 688"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月～平成25年9月</td> <td>103,580円</td> <td>69,880円</td> <td>33,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査対象 平成24年度分 0円)</p> <p>《警察本部 給与課》 警備部第一機動隊では、鶴橋駅起点で通勤する職員に対する通勤手当の額は、JR 鶴橋駅から京阪電鉄京橋駅を経由し、同線関目駅（勤務公署の最寄り駅）を利用する経路で認定している。 一方、近隣にある交通部交通機動隊では、大阪市営地下鉄千日前線鶴橋駅から今里筋線関目成育駅（京阪関目駅と同一場所）利用の経路で認定している。 所要額・時間を比較すると、地下鉄利用による経路の方が、経済的かつ合理的である。</p> <table border="1" data-bbox="599 1121 1317 1213"> <thead> <tr> <th>所要額 (6か月定期券)</th> <th>J R利用</th> <th>地下鉄利用</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>51,740円</td> <td>49,200円</td> <td>2,540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所要時間は、午前8時台の乗車時間のみの比較では、地下鉄利用が若干早い。</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成25年4月～平成25年9月	103,580円	69,880円	33,700円	所要額 (6か月定期券)	J R利用	地下鉄利用	差額		51,740円	49,200円	2,540円	<p>制度所管課である警務部給与課の指導の下、両所属間における通勤手当認定の方式を統一されたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>平成25年10月より、両所属間における通勤手当認定の方式を、大阪市営地下鉄千日前線鶴橋駅から今里筋線関目成育駅（京阪関目駅と同一場所）利用の経路で認定するよう統一した。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額																
平成25年4月～平成25年9月	103,580円	69,880円	33,700円																
所要額 (6か月定期券)	J R利用	地下鉄利用	差額																
	51,740円	49,200円	2,540円																